各都道府県総務部(局)長 (安全衛生担当課扱い) (市町村担当課・区政課扱い) 各指定都市総務局長 (安全衛生担当課扱い)

> 総務省自治行政局公務員部 安全厚生推進室長 (公印省略)

令和7年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等 に従事する職員の健康管理・安全衛生について

平素より、地方公務員の健康管理・安全衛生の推進にご尽力いただき、心から感謝申 し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期においては、局地的大雨や集中豪雨により、多数の人的被害や住家被害が発生する危険性が高まります。また、大規模地震は時期を問わず発生し、甚大な被害につながるおそれがあります。これらの大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体においては、災害対応や復旧・復興業務に従事する職員が十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されます。

そのため、災害発生時の職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において 十分に御配慮されることと存じますが、交代制による休養の取得など、特に災害対応や 復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願いいた します。

その際、下記の地方公務員共済組合が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口や、(一財)地方公務員安全衛生推進協会(以下「安衛協」という。)が各地方公共団体等の職員(他の地方公共団体等からの応援職員を含む。)や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業の活用に加えて、令和6年

能登半島地震ではJ-SPEEDを用いた健康チェックの活用も効果的であったため、日頃から 関係職員に対して周知いただき、特に、災害発生時においては積極的に御活用いただき ますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)及び一部事務 組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。また、地域の元気創造プ ラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件 について情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づく技術的助言です。

記

- 1. 地方職員共済組合(県職員)のメンタルヘルス等に係る相談窓口(職員向け)※1
 - 地共済こころの健康相談窓口(電話・WEB・面談カウンセリング)

<URL> https://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/03.html

〈TEL〉電話カウンセリング専用:0120-7832-24 (24時間年中無休)

面談予約専用:0120-7834-12 (月~金:9時~21時、土:9時~16時、

日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

- (参考) 市町村職員に関するメンタルヘルス等に係る相談窓口については、各都道府県の 市町村職員共済組合にお問い合わせください。
- 2. 安衛協による各種メンタルヘルス対策事業(①は職員向け、②③は主に人事担当者・安 全衛生担当者・福利厚生担当者向け)
 - ① メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業^{※2} (各地方公共団体等に臨床心理士等を派遣) 〈URL〉 https://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3/

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ:03-3230-2021 (安衛協企画課)

② メンタルヘルス対策サポート推進事業*3 (電話・メール等により実務面をサポート)

<URL> https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08/

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ: 03-3230-2021 (安衛協企画課) 電話相談受付専用: 03-5213-4310 (原則月曜・木曜の10時~16時 (12時~13時を除く)、祝日・年末年始を除く)

③ 安衛協が主催する各種研修会・セミナー等

<URL> https://www.jalsha.or.jp/schd/schd01/

〈TEL〉当該事業に関する問い合わせ:03-3230-2021 (安衛協研修課)

- 3. 学校法人産業医科大学が実施するメンタルヘルス対策事業
 - J-SPEED健康チェック^{*4}を活用した支援

<URL> https://www.j-speed.org/gyosei

<TEL> 当該事業に関する問い合わせ:093-691-7180 (災害産業保健センター) (原則平日9時~16時)

- 4. 上記の他に利用可能な一般の方向けのこころの健康に関する相談窓口
 - こころの健康相談統一ダイヤル (厚生労働省)

<TEL> 0570-064-556

(全国共通の電話番号を設定しており、当該番号に電話をかけると、電話をかけた所在地の公的な相談窓口につながる。受付時間等は所在地により異なる。)

- ※1 組合員(職員)のみならず、配偶者や被扶養者の方も利用できます。
- ※2 令和7年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業については、別紙1のとおり、 安衛協より各地方公共団体に通知しています(令和7年3月14日付け安衛推協第51 号安衛協理事長通知)。
- ※3 令和7年度メンタルヘルス対策サポート推進事業については、別紙2のとおり、地方公務員災害補償基金及び安衛協より各地方公共団体等に通知しています(令和7年4月1日付け地基メ第2号・安衛推協第89号地方公務員災害補償基金理事長及び安衛協理事長通知)。
- ※4 災害時において、職員の勤務健康状況を可視化し、必要な支援につなげるシステム になります。導入にあたっては上記の問い合わせ窓口に御相談ください。

また、産業医科大学では、職員の健康に関与するスタッフ向けの情報提供サイト (https://dohcuoeh.com/infomationforoh/) を設けるとともに、地方公共団体職員向けの各種研修会・セミナーも主催されております (問い合わせ先は上記と同じ)。

(連絡先)

安全厚生推進室安全厚生係

担 当:出口、赤嶺

TEL:03-5253-5560 (直通)

E-mail: anzenkousei01@soumu.go.jp

安衛推協第51号令和7年3月14日

地方公共団体の長 様 (安全衛生担当課扱)

> 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 理事長 橋 本 嘉 一 (公 印 省 略)

令和7年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業について

日頃より、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申 し上げます。

さて、近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しており、地方公共団体職員 は通常業務に加え、災害対応に当たらなければならず、その際に生じる強い精神的ストレス(惨事ストレス)により、心の健康を損なうことが懸念されています。

当協会では、大規模災害や特殊災害により職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等(以下「自治体」という。)に対し、メンタルヘルス対策支援(心のケア)を行うため、自治体からの要請に基づき臨床心理士等の専門員を派遣する事業を平成 27 年度から実施しております。

令和7年度についても、引き続き下記のとおり実施いたしますので、ご活用ください。

記

- 1 要請期間 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで (専門員派遣は、令和8年2月下旬までを予定)
- 2 対 象 大規模災害等により惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等 (<u>災害発生年度に限らず、後年度の利用も可能</u>です。また、被災団体だ けでなく、被災団体に職員派遣を行った団体も利用可能です。)
- 3 費 用 無料 (講師派遣に係る謝金・旅費は無料、会場利用料等は自治体負担)
- 4 要請方法 事前に電話又はメールにてお問い合わせいただいた上で、実施希望日の 1か月半前までに要請書を提出してください。支援日程等を調整し、支援 の決定を行います。

(要請書は当協会ホームページ https://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3 からダウンロードしてください。)

- 5 留意事項 支援については、派遣の必要性を審査の上、決定します。 要請書提出の際、惨事ストレスの発生が危惧される状況がわかる資料(災害の概要等)の添付をお願いする場合があります。
- 6 近年の派遣実績 令和6年度:15団体、令和5年度:5団体、令和4年度:1団体

地 基 メ 第 2 号 安 衛 推 協 第 8 9 号 令 和 7 年 4 月 1 日

各地方公共団体の長 各一部事務組合等の長 各地方独立行政法人の理事長

> 地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金 理事長 山 越 伸 子 (公印省略)

> 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 理事長 橋 本 嘉 一 (公印省略)

令和7年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)では、事業者の責務として、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないとされています。具体的には、ストレスチェックを含めた適切なメンタルヘルス対策の実施等が求められています。

さらに、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は、増加が続いており 10 年前の約 1.9 倍、15 年前の約 2.0 倍となっており(*)、これを抑制するためにも、各地方公共団体が職員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

メンタルヘルス対策を実施し職員の心の健康を保つことは、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようになることに加え、公務災害の防止にもつながり、ひいては住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援します。

つきましては、別添のとおり、事業概要を送付しますので、積極的に活用いただけますようお願いします。

* 令和5年度地方公務員健康状況等の現況

(令和6年12月 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会)

(別添1-1) メンタルヘルス対策サポート推進事業(相談窓口設置・相談員派遣)

事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、個別事案への対応方法、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施方法等を含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員※、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員 ※ 人事・職員厚生担当課以外の管理職員も対象となります。

サポート

(メンタルヘルス対策の実施、契約などに関すること)

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室

地方公共団体等

【相談事例】

- ・メンタルヘルス不調 者等に対する個別 具体的な対応策
- ・ハラスメント事案に 対する対応
- ・ストレスチェックの 実施方法
- ・職場のメンタルヘル ス全般に関すること 生

相談

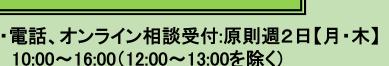
(電話、メール) ※オンラインは 事前に調整)

サポート

(電話、オンライン、 メールでアドバイス。 必要な場合、現地で 対応)

※相談事例をとりまとめ、ホームページ等で情報発信

地方公務員安全衛生推進協会 (メンタルヘルス対策サポート窓口)



電話番号:03-5213-4310(専用ダイヤル)

- ※相談受付日は、協会ホームページに掲載
- ※オンライン相談は、Teams、Zoom等を使用
- メール相談受付:全日24時間アドレス: menherusodan@jalsha.or.jp(専用アドレス)
- ・必要な場合、相談員を派遣

く窓口担当者>

・メンタルヘルス相談員





(別添1-2) メンタルヘルス対策サポート推進事業の概要

1 相談窓口等

(1) 電話・Web (オンライン) 相談受付

電 話 番 号:03-5213-4310 (専用ダイヤル)

相談受付日:原則週2日(月・木曜日)

受付時間:10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

※相談受付日は、別添1-3及び協会ホームページ

「https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08」にて御確認ください。

※Web (オンライン) 相談は、Microsoft Teams 、 Zoom 等 を使用します。

(2)メール相談受付

アドレス: menherusodan@jalsha.or.jp (専用アドレス)

相談受付日、受付時間:全日24時間

※電話・Web (オンライン) 相談受付日以外の日に御相談いただいた場合でも、電話・Web (オンライン) 相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

(3) 相談員派遣

窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

- 2 対 象 者 地方公共団体等の管理職員*、人事・職員厚生担当者、衛生管理 者等のメンタルヘルス対策担当職員
 - ※ 人事・職員厚生担当課以外の管理職員も対象となります。
- 3 費 用 無料
- 4 留意事項
- (1) 相談は、臨床心理士等の専門のメンタルヘルス相談員が対応します。
- (2) 電話・Web (オンライン) 相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。
- (3) 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例として協会ホームページ等で公開させていただく場合があります。
- (4) なお、その他メンタルヘルス対策全般に関することについては、基金メンタル ヘルス対策サポート推進室に御相談ください。

〔お問い合わせ先〕

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室 〒102-0093 千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8F

電話:03-5210-1342 FAX:03-6700-1764

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課 〒102-0083 千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル3F

電話: 03-3230-2021 FAX: 03-3230-2266

25 (26) 27

28 (29) 30

31

令和7年度 メンタルヘルス対策サポート推進事業に係る電話・Web(オンライン)相談実施予定日

- ※電話・Web(オンライン)相談は、カレンダーの日にちに〇を付した日の10時~16時(12時~13時を除く)となります。
- ※メールによる相談は、専用アドレスにて全日24時間受け付けています。なお、電話・Web(オンライン)相談受付日以外の日に御相談いただいた場合でも、電話・Web(オンライン)相談受付日に電話又はメール返信により、回答
- ※窓口による相談内容を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

※電話·Web	※電話・Web(オンライン)相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。																
_{令和7年} 4		April	令和	令和7年			5			令和	令和7年			6		June	
日 月 火	水	木 金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±
1	2	3 4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
6 7 8	9 (10 11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
13 14 15	16	17 18	19	-11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
20 21 22	23	24 25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
27 28 29	30			25	26	27	28	29	30	31	29	30					
令和7年	_{i和7年} 7		July	令和	令和7年		8		Α	August		令和7年		9 Sep		Septe	mber
日 月 火	水	木 金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±
1	2 (3 4	5						1	2		(1)	2	3	4	5	6
6 7 8	9 (10 11	12	3	4	5	6	(7)	8	9	7	8	9	10	(11)	12	13
13 14 15	16	17 18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	(18)	19	20
20 21 22	23	24 25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
07 00 00	30 (\frown															
27 (28) 29	30 (31		24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
27 (28) 29	30 (31)		24 31	25	26	27	(28)	29	30	28	29	30				
2/ 28 29		(31)			25	26	27	(28)	29	30	28	29	30	10			
令和7年	10		tober			26	²⁷	28)		30 ember	令和		30	12		Dece	ember
	10	Oct 木 金	±	31		26	11 *	(28)		ember		7年	火	水	木	金	±
令和7年	10 水 1	Oct 木 金 2 3	± 4	31 令和 日	7年	火	11	*	Nove 金	ember ±	令和	7年 月 1	火 2	水 3	*	金 5	± 6
令和7年 日 月 火 5 6 7	10 水 1 (8 (Oct * 金 2 3 9 10	± 4 11	31 令和 日 2	7年 月 3	火 4	11	*	Nove 金	ember ± 1 8		7年 月 1 8	火 2 9	水 3 10	* 4 11	金 5 12	± 6 13
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14	10 * 1 (8 (15 (Oct * \$\preceq\$ 2 3 9 10 16 17	± 4	令和 日 2 9	7年 月 3 10	火 4 11	11	* 6 13	Nove 金	ember ±	令和	7年 月 1 8 15	火 2 9 16	水 3 10 17	# 4 11 18	金 5 12 19	± 6
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21	10 * 1 (8 (15 (Oct * \ \pm \mm \m	± 4 11	31 令和 日 2	7年 月 3	火 4	11	* 6 13 20	Nove 金	ember ± 1 8	令和 _目	7年 月 1 8	火 2 9	水 3 10 17 24	* 4 11	金 5 12	± 6 13
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14	10 * 1 (8 (15 (Oct * \$\preceq\$ 2 3 9 10 16 17	± 4 11 18	令和 日 2 9 16 23	7年 月 3 10	火 4 11	11 水 5	* 6 13	Nove 金 7 14	1 8 15	令和 日 7 14	7年 月 1 8 15	火 2 9 16	水 3 10 17	# 4 11 18	金 5 12 19	6 13 20
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21	10 * 1 (1 8 (1 15 (1 22 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Oct * \ \pm \mm \m	± 4 11 18	令和 日 2 9 16	7年 月 3 10 17	火 4 11 18	11 水 5 12 19	* 6 13 20	Nove 金 7 14 21	### 1 8 15 22	令和 目 7 14 21	7年 月 1 8 15 22	火 2 9 16 23	水 3 10 17 24	# 4 11 18	金 5 12 19	6 13 20
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21 26 27 28	10 * 1 (1 8 (1 15 (1 22 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Oct	± 4 11 18 25	令和 日 2 9 16 23 30	7年 月 3 10 17 24	火 4 11 18	1 1 1 x 5 12 19 26	* 6 13 20	Nove 金 7 14 21	1 8 15 22 29	令和 日 7 14 21 28	7年 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23	水 3 10 17 24	# 4 11 18	金 5 12 19 26	± 6 13 20 27
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21 26 27 28	10 * 1 (() 8 () () () () () () () () () () () () ()	Oct * \$\frac{1}{2} 3 \\ 2 3 9 10 \\ 16 17 \\ 23 24 \\ 30 31 \\ Jan	± 4 11 18 25	令和 日 2 9 16 23 30	7年 月 3 10 17 24	火 4 11 18 25	111 * 5 12 19 26	* 6 13 20 27	Nove 金 7 14 21 28	1 8 15 22 29 ruary	令和 7 14 21 28	7年 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 34	* 4 11 18 18 25	金 5 12 19 26	± 6 13 20 27
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21 26 27 28	10 * 1 (1 8 (1 15 (1 22 (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Oct	± 4 11 18 25	令和 日 2 9 16 23 30	7年 月 3 10 17 24	火 4 11 18	1 1 1 x 5 12 19 26	* 6 13 20 27	Nove 金 7 14 21	1 8 15 22 29	令和 日 7 14 21 28	7年 月 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23	水 3 10 17 24	* 4 11 18 25 **	金 5 12 19 26	± 6 13 20 27
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21 26 27 28	10 * 1 (() 8 () () () () () () () () () () () () ()	Oct * \$\frac{1}{2} 3 \\ 2 3 9 10 \\ 16 17 \\ 23 24 \\ 30 31 \\ Jan	± 4 11 18 25	令和 日 2 9 16 23 30	7年 月 3 10 17 24	火 4 11 18 25	111 * 5 12 19 26	* 6 13 20 27	Nove 金 7 14 21 28	1 8 15 22 29 ruary	令和 7 14 21 28	7年 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 34	* 4 11 18 18 25	金 5 12 19 26	± 6 13 20 27
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21 26 27 28	10 * 1 (() 8 () () () () () () () () () () () () ()	Oct	± 4 11 18 25 nuary	令和 日 2 9 16 23 30	7年 月 3 10 17 24	火 4 11 18 25	111 ** 5 12 19 26 **	* 6 13 20 27 * 5 12	Nove 金 7 14 21 28 Feb 6 13	######################################	令和 日 7 14 21 28	7年 月 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23 30	水 3 10 17 24 31	* 4 11 18 25 **	金 5 12 19 26	# 6 13 20 27 Aarch #
令和7年 日 月 火 5 6 7 12 13 14 19 20 21 26 27 28 令和8年 日 月 火	10 * 1 () 8 () 15 () 22 () 29 () 1	Oct	± 4 11 18 25 nuary ± 3	令和 日 2 9 16 23 30	7年 月 3 10 17 24	火 4 11 18 25 火 3	111 * 5 12 19 26 * 4	* 6 13 20 27	Nove 金 7 14 21 28 Feb 6 13	mber ± 1 8 15 22 29 ruary ± 7	令和 日 7 14 21 28	7年 月 1 8 15 22 29	火 2 9 16 23 30 火 3	* 3 10 17 24 31 * 4	* 4 11 18 25 * 5	金 5 12 19 26	# 6 13 20 27 March # 7

31

30

(別添2) 令和7年度メンタルヘルスマネジメント実践研修会について

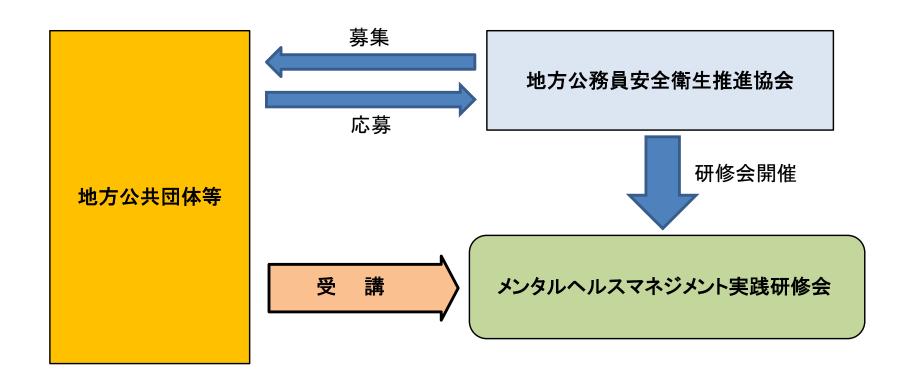
事業概要

職場のメンタルヘルス対策を推進する上で必要な基本的な知識、体制づくり、ハラスメント防止、職場復帰プロセスの考え方、具体的な対応事例等を学ぶ研修会を開催する。

【東京】6月12日(木)~13日(金)開催 定員100名、【大阪】10月9日(木)~10日(金)開催 定員100名

対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員



※地方公共団体等の安全衛生担当課等で、受講希望者をとりまとめのうえ、地方公務員安全衛生推進協会研修課あて申し込みください。 4月から募集開始し、申込締切は開催日の2週間前としておりますが、定員になり次第締め切りとなります。

申請書類等は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページ(https://www.jalsha.or.jp/schd/schd01/)からダウンロードできます。

(別添3) 令和7年度公務災害防止対策セミナー市町村研修支援について

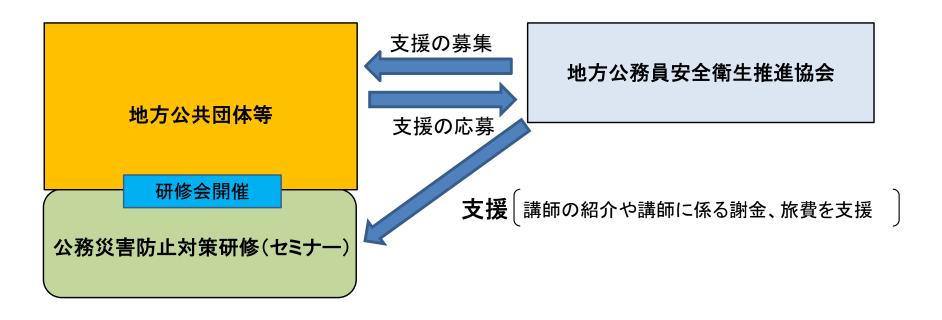
事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象のメンタルへルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、地方公務員安全衛生推進協会が講師派遣等の支援を行う(全国で概ね55件程度採択予定)。

支援対象研修

受講者数が概ね50人以上の次の研修を支援対象とする。

- ・都道府県の管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該 団体の構成市町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修



※支援の募集は4月から受付を開始、7月から1月頃までに開催見込の研修をお申し込みください。 研修の受講者数は、概ね50人以上とし、支援希望団体が多数の場合は、地方公務員安全衛生推進協会の審査により決定します。 開催日、会場については、支援対象となった地方公共団体等において決定していただきます。

事業の詳細につきましては、地方公務員安全衛生推進協会研修課(03-3230-2021)までお問合せください。

メンタルヘルス対策の 相談器口をご活用ください無機

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等の メンタルヘルス対策担当職員向けに、相談窓口を設置しています。

個々の職員への対応方法から、職場の体制づくりまで、

メンタルヘルス対策に関する相談を幅広く受け付けています。

相談には、臨床心理士等の相談員が電話やWeb、メールでアドバイス等を行います。

費用はかかりませんので、お困りの際には、一度ご相談ください。

相談例



ストレスチェックの 結果を活用した 部場管境が基に 取り組みたいの



療養休暇を とっていた職員が り場で見帰するのですが 注意すべき点などは ありますか?



職場でトラブルを 起こしがちな職員がいて 困っています。 う関係した よいのでしょう?

休みがちで、



原則、週2日【月・木】 10:00~16:00

(12:00~13:00を除く)

専用ダイヤル

03-5213-4310

✓メール相談

全日24時間

原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

地方公務員災害補償基金 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

詳細は、裏面にてご確認ください

メンタルヘルス対策の相談窓口

対象者

ご利用者

地方公共団体等の

- 管理職員
- 人事·職員厚生担当者
- 衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員
- ※メンタルヘルス不調者本人等は、対象としていません。

相談内容

こんな相談ができます

- メンタルヘルス不調者に対する対応方法
- ストレスチェックの実施方法
- メンタルヘルス対策全般
- ハラスメント事案への対応方法



回幾回

相談方法

電話•Web相談

相談受付日は、当協会ホームページにてご確認ください。

専用ダイヤル 03-5213-4310



//www.jalsha.or.jp/ 協会HP

受付日及び時間

原則、週2日[月・木] 10:00~16:00

(12:00~13:00を除く) ※祝日や年末年始の前後等は、変更があります

menherusodan@jalsha.or.jp





専用アドレス



受付日及び時間

全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

相談内容を踏まえ、必要性が高い場合には、相談員を現地に派遣します。

注意事項

- 相談は、臨床心理士等のメンタルヘルス相談員がご対応させていただきます。メールによる相談は、原則、電話又はメール返信により、電話相談受付日に回答させていただきます。
- 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、 事例等として当協会ホームページで公開させていただく場合があります。

メンタルヘルス対策支援専門員

をご覧用くだない。

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方 公共団体(以下「自治体」という。)等に豊富な知識や経験をもつ臨床心理士等が お伺いし、個別面接や心の健康セミナーなどの支援を行います。



大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される自治体からの要請に基づき、 当協会があらかじめ登録した臨床心理士等を派遣し、自治体が行うメンタルヘルス対策を支援します。

一般のオフィスはもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、学校、交通、消防、病院など職種を問わずどこにでもお伺いします。支援専門員の派遣に係る費用は一切かかりません。

芝文芸の内容

① 個別面接

個別面接により、職員の心の健康状況を見極め、サポートを必要とする職員に対しては相談窓口や 医療機関等を紹介します。

Company 5 12 15

※診療行為は行いません。

② 心の健康セミナー (一般職員向け、管理監督職員向け)

職員の PTSD反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした自治体の研修会等に講師を派遣します。

③ メンタルヘルスマネジメント支援

自治体の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等を行います。 ※「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」と一緒に実施する事が条件となります。

32 支援事業の流れ

7 申し込み

自治体で支援を受けたい支援項目を選定し、当協会へ要請書を提出していただきます。 (個別面接や心の健康セミナーの対象者は、自治体で選定していただきます) ホームページに掲載する要請書にご記入のうえ、お申し込みください。

https://www.jalsha.or.jp/

※応募団体多数の場合はお受けできないことがありますので、ご了承ください。

2 審査及び決定

要請内容を審査し、決定の場合は決定通知をお送りします。

3 事前打合せ

内容、日程、事前提出書類等について打合せを行います。

4 メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の実施

専門員を派遣し、個別面接、心の健康セミナー (一般職員向け、管理監督職員向け)、 メンタルヘルスマネジメント支援の実施

お問い合わせ 203-3230-2021

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

(令和3年3月地方公務員災害補償基金・地方公務員安全衛生推進協会策定)



https://www.jalsha.or.jp/pub/pub04/14096/